

就学援助制度のお知らせ

我孫子市教育委員会

小中学校に在学する児童生徒のご家庭で、経済的理由により就学費用のお支払いが困難な保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。

制度や申請方法の詳細（認定基準の参考例など）は、市ホームページ（右記 QR コードよりアクセス）にてご確認ください。申請書の記入見本もあります。



※令和8年度より、認定基準が変更になります。昨年度認定された方が却下となる場合がありますのでご了承ください。市ホームページ掲載の世帯所得額はあくまで参考ですので、お困りの方、お悩みの方は申請ください。

1. 対象となる方

① 要保護者

- ・生活保護を受給している方（修学旅行費のみ対象）

② 準要保護者

- ・世帯の所得が生活保護に準ずる程度のため生活が困難な方（認定基準の参考例は HP 参照）
- ・市県民税が非課税の方（住居財産譲渡損失による非課税を除く）
- ・児童扶養手当を受給している方
- ・その他、事情により援助が必要と認められる方

2. 申請方法

- ・「就学援助受給申請書」を学校に提出してください。
- ・申請の際に添付書類が必要になる場合があります。詳しくは申請書をご確認ください。
- ・兄弟で小学校と中学校に分かれる場合は、学校ごとに申請してください。
- ・就学援助は毎年度申請が必要です。年度当初分からの支給をご希望の方は、4月24日（金）（※一次締切り）までに申請書を提出してください。
- ・申請はいつでも受け付けています。一次締切り後は、受け付けた月から月割り額での支給になります。

3. 支給額

①要保護者（生活保護世帯）

費目	小学校	中学校	備考
修学旅行費	実費	実費	小学6年生、中学3年生のみ

②準要保護者（1年分の額です。年度途中の認定は月割となります。）

費目	小学校	中学校	備考
入学準備金 または 新入学児童生徒 学用品費	① 新小1 (入学前) 57,060円	②新中1 (小6卒業時) 63,000円	①新入学前の3月または入学後の1学期末に支給 ②小6の3月または中学の1学期末に支給
学用品費	11,630円	22,730円	全学年
通学用品費	2,270円	2,270円	1年生 <u>以外</u>
修学旅行費	実費	実費	小学6年生、中学3年生
校外活動費	2,500円	2,500円	左記の金額以内で実費
校外活動費(宿泊を伴うもの)	実費	実費	小学5年生、中学2年生
給食費(月額)	(無償化のため対象外)	5,750円/月	牛乳の有無や給食停止状況により異なります。
児童・生徒会費	1,000円	1,000円	左記の金額以内で実費
PTA会費	3,000円	3,000円	左記の金額以内で実費 世帯ごとに支給
クラブ費・部活動費	3,000円	6,000円	左記の金額以内で実費
医療費	子ども医療費 助成受給券利用時の実費 (1回300円× 支払った回数)	子ども医療費 助成受給券利用時の実費 (1回300円× 支払った回数)	学校から治療指示があるもの (区域外就学等で子ども医療費受給券が利用できない場合は、保険診療時の自己負担額)

4. 注意事項・その他

- ・申請の際は、収入の有無に関係なく、事前に①確定申告(所得税)②住民税の申告)③年末調整のいずれかを行ってください。申告状況の確認が出来ない場合、申請日にかかわらず確認ができた時点からの認定となる場合があります。
- ・支給は、各学期末に学校から保護者の口座に振り込みます。(8・12・3月頃)
- ・一次締切りまでに申請し認定された方は、日本スポーツ振興センター災害共済掛け金が免除されます。